

写

元消安第1471号
令和元年7月22日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について

平素より家畜衛生の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

岐阜県及び愛知県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成30年9月9日付け30消安第3033号農林水産省消費・安全局長通知）等の累次の通知に基づき対応いただいているところです。

今般、第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会において、主に23例目から28例目について検討した結果（別紙）、「農場の境界にワイヤーメッシュ柵や電柵が設置されていなかった」こと、「豚舎に防鳥ネットが適切に設置されていなかった」こと、「豚舎内外に多数のネズミが確認された」ことや、「農場出入口において、工事関係車両の車両消毒を実施していなかった」こと、「豚舎ごとの長靴の履き替えや作業着や手袋は使用されていなかった」こと、また、「母豚を移動する際、豚舎外を歩かせていた」こと、「給餌車は、石灰帯を通過するのみで、車輪の消毒等は実施せず豚舎に出入りしていた」こと等から、近隣の発生農場由来又は、感染野生イノシシ由来のウイルスが、人、車両やネズミ等の野生動物の出入りを介して農場内に侵入し、農場内が汚染された場合、豚の移動やネズミ等の野生動物、人や給餌車の出入りを介して豚舎内に侵入した可能性があることが報告され、豚コレラの発生拡大防止対策が提言されたところです。つきましては、下記1について、貴県の豚飼養農場に対し改めて御指導くださるとともに、2については、と畜場に対し御指導くださるようお願いいたします。また、3について、貴県において遺漏なきよう御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 豚飼養農場が遵守すべき項目

(1) 全ての地域

ア 豚舎周囲の除草や木の伐採による緩衝帯の設置、豚舎内外の整理・整頓・清掃等によりネズミ等の野生動物が接近しにくい環境とすること。また、飼料タンク下や飼料輸送中の餌こぼし防止のための清掃消毒、排泄物保管場所や資材

保管場所の野生動物侵入防止対策により、野生動物を農場内に誘引しないようにすること。更に、豚舎内のネズミの駆除や豚舎開口部への防鳥ネットの設置等の豚舎内への野生動物の侵入防止対策を行うこと。

イ 農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒、農場に出入りする工事車両や農場の従業員の車両を含めた全ての車両の洗浄・消毒を徹底すること。また、畜舎内での飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行うこと。

ウ と畜場への生体出荷車両については、と畜場や農場での車両内外、特に運転席の消毒の徹底、運転手の更衣や長靴の交換等を引き続き実施すること。

エ 今回の豚コレラは典型的な症状が出にくい場合があることから、発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の症状が認められた場合には、飼養管理者や獣医師は早期に家畜保健衛生所に通報を行うこと。また、農場の全従業員に対し周知徹底し、早期通報に努めること。

(2) 感染イノシシが生息している地域及び周辺地域

ア 現在も野生イノシシの感染地域は拡大する傾向にあることから、衛生管理区域の境界における防護柵の設置により、イノシシをはじめとする野生動物の農場への侵入防止対策を徹底すること。（参考マニュアル掲載 URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuuru/manual_inosisi_sika_saru_jissen/inosisi_sika_saru_jissen.html）

イ 豚舎周囲・農場周囲に定期的に石灰帯を散布することで、ネズミ等の野生動物が接近しにくい環境とすること。

ウ 豚舎に入る際には、踏み込み消毒槽を利用するだけでなく、豚舎ごとに専用の長靴を使用するとともに、立入前の手洗いや手指の消毒をこまめに行うこと。

エ 豚舎間で豚を移動させる際には、豚舎外を歩かせることは避け、洗浄・消毒済みのケージを使用すること。やむを得ず豚舎外を歩かせる場合は、豚を歩かせる前に通路の洗浄・消毒を徹底すること。また、手押し車等の器具類を豚舎外から持ち込まないようにするとともに、やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒を徹底し、豚房の中には入れない等の対策を行うこと。

オ 感染イノシシの生息している地域に所在する等、一定の感染リスクが認められる地域から、ウイルスに汚染される可能性がある畜産資材については、野生イノシシが接触することのないよう管理を徹底するとともに、運搬車両の消毒、当該資材の消毒や一定期間保管等によるウイルスの不活化等の対策を行うこと。

2 と畜場が遵守すべき項目

(1) 各施設においては、豚を搬入する車両と、洗浄・消毒後の車両の動線が交差しないようにカラーコーンで区分するなど対策するとともに、カラス等の野生動物の対策を行うこと。

(2) 車両を消毒するための高圧洗浄器等を設置し、関係事業者に消毒を励行させること。

3 県が対応を徹底すべき項目

(1) 豚及びイノシシ飼養農場から豚の異状の通報を受けた場合は、豚コレラ発生を疑うものとして速やかに検査を行うよう徹底すること。

(2) これまでの発生農場における感染確認までの経過から、農場にウイルスが侵入してから症状等により豚コレラを疑うまでには1か月程度を要する可能性が高いことから、感染リスクがある地域の農場から豚を出荷する場合は、事前に検査を実施する等、予防的な対策を実施すること。

(3) 農家台帳等により農場に出入りしている飼料運搬事業者、死亡獣畜運搬事業者等をリストアップし、農家出入口での車両消毒（乗降ステップやアクセル・ブレーキペダルを含む）及び更衣等の励行、場内で下車する際にブーツカバーを装着（又は農場専用の足置きマットの利用）するよう指導すること。